

古田史学の会・東海

令和二年

東海の古代

第241号 2020年9月

会長 : 竹内 強
編集 : 石田泉城 投稿先アドレス : furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp
HP : <http://furutashigakutokai.g2.xrea.com/index.htm>

「前方後円墳体制」批判

名古屋市 石田 泉城

1 はじめに

前方後円墳の造営を大和王権の許可制とする仮説「前方後円墳体制」は、1991年に考古学者の都出比呂志大阪大学名誉教授によって提唱された概念で、前方後円墳（以下「方円墳」とする）の造営が定型化されていることをもって政治秩序と見なすものであり、この考え方は、広く日本の古代史学や考古学の研究者の古代感に影響を与えています。

これについて批判します。

2 方円墳は近畿王朝の管理下か

都出名誉教授は、方円墳は、形状寸法に共通性があるので、近畿王朝の中央政府による統制のもとに身分が決められ、古墳の形状・規模はその身分によって決定されたとします。ただ、この仮説は、前提として邪馬台国・畿内説を基本に近畿王朝が全国を統一していたとして導き出された見方です。しかし、近畿王朝の全国統一は、せいぜい飛鳥時代からであり、古墳時代に日本が統一王朝の管理のもとにあったという文献は存在していません。また、近畿ではなく出雲を中心とする四隅突出墳の存在は統一王朝と相容れません。

近畿王朝と同じ形の古墳、とりわけ相似形の古墳を作ることができるのは、中央政権と地方権力者につながりがあった証拠のように言われます。しかし、同じ形状や相似形の古墳は、古墳を築造する専門家技術者が同じであることを思わせます。古墳の専門家集団が存在し、それぞれの要望に応じて築造したとする当会員の畑田寿一氏（一宮市）の意見に同感するところです。

また、近畿の石棺に阿蘇のピンク石が使用されたのは献上物であり、これこそ九州まで管理下にあった証拠とする説がありますが、一方で埋葬者の故郷の石材を使ったとも考えられます。つまり「前方後円墳体制」説は想像の上に立った仮説です。

3 古墳王国の群馬

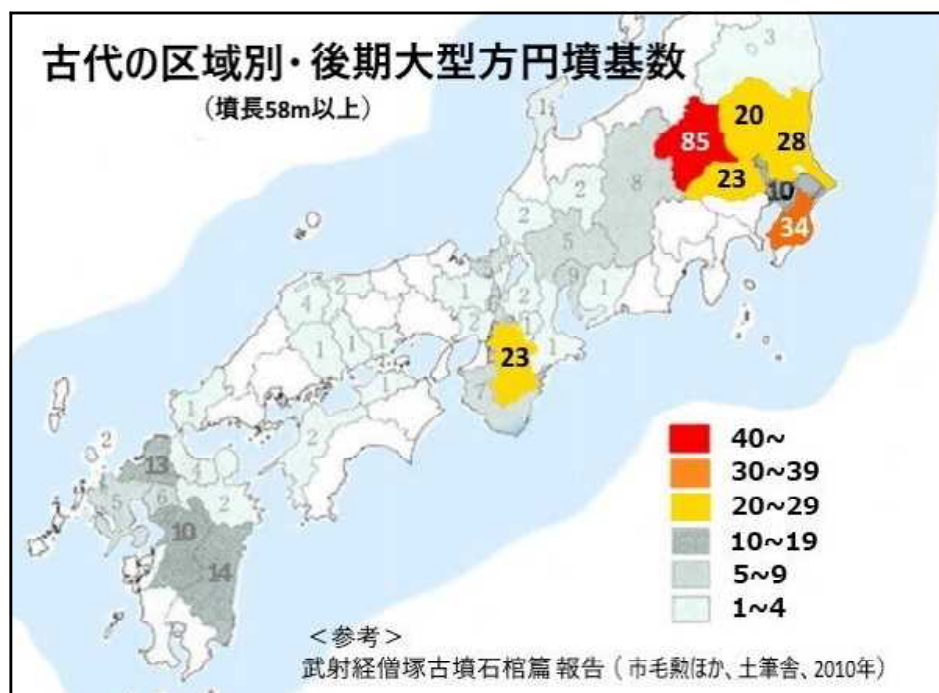
古代群馬は、東国文化の中心地で古墳王国とされ、方円墳が多い地域です。群馬県（知事戦略部メディアプロモーション課）のウェブサイトでは、「**群馬にある多数の大型前方後円墳はヤマト王権との密接な関係を示す**」として、方円墳は、近畿王朝との強いつながりを示すシンボルだとされます。ただ、群馬が近畿王朝から方円墳の許可を与えられるような強い従属関係があるとは思えません。群馬と近畿の間に交流があったことは確かです。

ようが、方円墳が多いことを理由に、群馬が近畿王朝と密接な関係にあったとするのはいかななものでしょうか。

そもそも方円墳が近畿王朝の管理下にあると決めつけたのは、近畿に巨大な方円墳があったからですが、方円墳の規模が大きいことで、近畿王朝が全国各地にあった国々を支配していたとするのは理屈に合いません。というのも、5世紀前半で一番大きい岡山の造山古墳の例のように、近畿の方円墳の方が必ずしも大きいではありません。

また、『封印された「あづま・みちのく」の古代史』（相原精次、洋泉社、2011年）によれば、方円墳が多い地域は、1位千葉県685基、2位茨城県444基、3位群馬県410基の関東三県です。奈良女子大学が公開している前方後円墳データベース（<http://zenkoku-kofun.nara-hgis.jp>）でも、多少数字は異なるものの、1位から3位までは、同様に関東三県の千葉、茨城、群馬が占めています。

しかも後期の大型の方円墳は、群馬県の上毛野国が85基で突出していますから、方円墳の中心地域は近畿ではなくむしろ関東とすべきでしょう。



4 まとめ

3世紀以降において近畿王朝が全国統一していたとする考えについては疑念に思うとともに、八角墳や四隅突出墳など様々な墳墓の形態がある中で、方円墳のみを絶対視した画一的な考え方にも疑問があるところです。

「前方後円墳体制」説の根拠は希薄であって、このような危うい学説に固執するのは問題であると考えますので、定説のように流布されていることに危惧を覚えます。

善光寺縁起の聖徳太子御書並如来御返翰の考察

東海市 大島 秀雄

1. はじめに

「東海の古代」第238号で話題となりました『善光寺縁起集註 巻第五』に所収の「聖徳太子御書並如来御返翰」には往復書簡集の形で聖徳太子と善光や麻績善光との手紙が計6通掲載されていますが、これらの手紙がなぜか法隆寺が所有する「善光寺如来御書箱」に納められているとのこと。

そこでこれらの手紙が法隆寺に納められた経緯などを考察してみたいと思います。

2. 6通の手紙の概要

6通の手紙の概略を整理すると次のようになります。

往 信	返 信
1 回目	1 回目
(御使) 黒木臣	———
(内容) 七言絶句	(内容) 七言絶句
(日付) 命長七年丙子二月十三日	(日付) 二月二十三日
(差出人) 斑鳩厩戸勝鬘	(差出人) 善光
2 回目	2 回目
(御使) 甲斐黒木調士丸 二人	———
(内容) 七言二十句	(内容) 七言絶句
(日付) 法興元辛巳十二月十五日	(日付) 十二月二十五日
(差出人) 厩戸勝鬘	(差出人) 善光
3 回目	3 回目
(御使) 黒木調士丸	———
(内容) 七言律詩	(内容) 七言律詩
(日付) 法興二壬午歳二月十三日	(日付) 八月二十三日
(差出人) 斑鳩厩戸	(差出人) 麻績善光

3. 御使の人名について

聖徳太子の手紙を運んだ人物として御使と記されていますが、往信の2回目の甲斐黒木調士丸の後に二人と書かれており、往信の3回目が黒木調士丸となっているので、往信の1回目の黒木臣の記述を重視すると、往信の2回目に甲斐の文字が付されているのは理解できないものの、2回目と3回目の往信は黒木臣と調士丸の二人が御使であったと思われます。

しかしながら、調士丸のように幼名として「丸」が付けられたのは平将門の鬼王丸が一番早い例ではないかと思われ、推古朝に出て来る調士丸が実在したものか疑問とせざるを得ません。

また黒木臣については、インターネットの週刊長野記事アーカイブの記事カテゴリ「足もと歴史散歩」の「163 善光寺如来御書箱 ～阿弥陀さんと聖徳太子の仲～」によれば、東京と大阪のデパートで1985年（昭和60年）、「昭和の大修理」完成記念で「法隆寺展、昭和資材帳への道」が開かれた時の由緒説明では、部下の阿部臣に御書を託しとなっていることから、黒木臣は誤伝の可能性があります。

4. 日付と差出人について

返信の1回目と2回目は往信の10日後の日付です。

また、返信の3回目は往信の半年と10日後の日付です。

インターネットの信州地域史料アーカイブに所収の『善光寺道名所図会 卷之三』の水内善光寺によれば、第3回は同2年壬午^{みずのえうま}8月13日（使者は黒木臣と調士丸の2人）となっていますので、『善光寺縁起集註 卷第五』の往信の3回目を8月に修正した場合には、3回共に返信は往信の10日後の日付となり、なんだか作為的なものを感じます。

次に差出人についてですが、返信の1回目と2回目の差出人は善光となっていますが、明治初期の文化財調査である壬申検査（1872年）の際に法隆寺の善光寺如来御書箱が開封されたことがあり、その際に取られた文書の写しが東京国立博物館に保管されているのですが、それは返信の1回目で、その差出人と思われる箇所には「勝鬘調御」となっており、先ほどの善光の名前も日付も見当たりません。

また、返信の3回目の差出人は麻績善光となっていますが、これは正に中世的な名前ですので、返信の差出人は後世に追加されたものであり、史実と一致するかは疑問です。

5. 近体詩の手紙について

手紙の内容は、6通共に七字を一句として書かれている訳ですが、『懷風藻』の序によれば、大友皇子が活躍した天智朝は日本における漢詩文の最初の興隆期であったようです。

ただし、漢詩の近体詩は唐時代に確定したとされますから、1回目の遣唐使が帰国したのが643年ですので、推古朝に七言の近体詩の手紙をやり取りしたというのは腑に落ちません。また、天智9年（670年）4月に法隆寺は焼失するので、はたして推古朝の手紙が残っていたのかは疑問です。

従って、御使の人名、日付、返信の差出人などを含め総合的に考えた場合、6通の手紙は聖徳太子がやり取りしたものとは無関係と考えざるを得ません。

また、「善光寺如来御書箱」には3通の手紙が納められているとされるので、当然返信の3通だと思われ、「聖徳太子御書並如来御返翰」では、返信の1回目に「是如来之御真筆也。今猶在大和國法隆寺也。」と、また返信の3回目に「此御返翰奉納太子之庵中云云○報酬。」とあるのは納得できるのですが、往信の2回目に「右太子庵内二十句之文是也。」とあり、この往信が「善光寺如来御書箱」に入っているのであれば如来御書箱の名前と一致しますので困ったことになります。返信の2回目に「簡牒也。古無紙。有事書之於簡。」とあるので、善光寺縁起の作成時点ですでに紙は無くなっており、如来御書箱にはこの写しが納められている可能性があります。

6. 小山善光寺との関連は

藤井寺市小山1丁目にある小山善光寺は、寺伝によれば、現在、浄土宗に属し、南面山無量寿院善光寺と称します。本尊は信州の善光寺と同じ一光三尊仏阿弥陀如来です。推古朝（7世紀初頭）に若使主東人（本田善光）によってもたらされた仏像を本尊として、隆聖法師が津堂城山古墳の北西側（善光寺屋敷の字名が残る。現在の専念寺付近が該当。）に寺院（津堂廃寺）を建立したのが最初であるとされ、実際は出土瓦の様相などから見ると、渡来系氏族（百済王族の辰孫王の子孫か）の津氏（名前から港湾、特に難波津の税を職掌とした一族か）によって7世紀後半に建立されたと思われ、江戸時代初期の慶長年間に小山に移っています。

小山善光寺に近い羽曳野市高鷲にある式内社の大津神社が津氏の祖霊を祭っていたことから、津氏はこの地方の豪族であったようです。



「Web 風土記ふじいでら」より転載。小山善光寺に印を付加。

この小山善光寺が無量寿院を称していることから、当初から阿弥陀如来を説くお経「無量寿経」を唱えていた寺院であったと思われますが、無量寿経は飛鳥時代の学僧で近江国滋賀郡の漢人であった恵隠が、推古十六年に小野妹子らと共に隋に派遣され、舒明十一年（639年）に帰国、入京し、翌年5月の設齋で無量寿経を講じたのが最初で、白雉三年（652年）にも内裏に招かれ、1,000人の沙門（僧侶）の前でふたたび無量寿経を説いているので、後述の尊光上人も無量寿経に深い関心を寄せていたのかもしれません。

また、この寺に仏像を持ち込んだという若使主東人は、河内を本拠とする西漢人の一族かもしれませんし、同じ漢人であった恵隠と知り合いであった可能性は否定できません。

この若使主東人が、信州善光寺に仏像を運んだとされる若麻績東人と同一人物とみられますし、名乗りの点で若使主東人の方が使主という古い姓（または敬称）を使っていることから、こちらの方が古い伝承であると考えます。

さらに、小山善光寺には百済滅亡時に百済王善光（禪広）が河内にいた王氏一族に世話になり、この寺院が建立されたという言い伝えもあり、この王氏一族とは先ほどの津氏ではないかと思われ、『日本書紀』天智三年（664年）条には百済王善光らを難波に住ませたとあるので、これ以降に同族の津氏との縁が出来て、善光の名を冠した善光寺が建立された可能性が考えられます。

なお、信州善光寺からは7世紀後半の瓦が出土しているので、この時代に初期の寺はあったのでしょうか、『善光寺縁起集註 巻第五』には「天子御代代如来御崇敬之事」として初代・欽明天皇から11代・文武天皇までが記され、その後に「如来供養奉仕之檀那次第之事」として初代・若麻績東人善光から24代・文部知隆までが記されており、これをどう解釈するかですが、信州善光寺に一光三尊仏阿弥陀如来像が到着し、善光寺と称したのは早くて文武朝の8世紀の初めと解釈することが可能ではないでしょうか。

7. 法起寺との関連は

信州の善光寺大本願（浄土宗）は、642年に皇極天皇の命により聖徳太子妃であり、蘇我馬子の娘であった尊光上人（刀自古郎女）が開山したとされます。

一方、奈良県斑鳩町にある法起寺は、元は岡本宮と呼ばれ、聖徳太子が長子である山背大兄皇子に岡本宮を仏教寺とするよう遺言したのが始まりとされ、その後、舒明十年(638年)に福亮僧正が金堂を建立し、天武十四年(685年)に恵施僧正が宝塔建立を発願し慶雲三年(706年)に完成して伽藍を整えたそうで、法起寺は「岡本寺」「岡本尼寺」「池後寺」「池後尼寺」などの様々な呼称があり、天平期の古記録には「池後尼寺」とあり、当時尼寺であったと考えられています。

従って、この尼寺に尊光上人が住していたとも考えられますし、聖徳太子一族の菩提を弔うために「無量寿経」に関して小山善光寺と何らかのやり取りをしていた可能性が考えられます。そして、そのやり取りを記録に残し法起寺に保管していたのではないのでしょうか。

『日本霊異記』によると、岡本寺は大和国平群郡鵜村にあった尼寺というが、平安時代の後半から鎌倉時代の前半に至るおよそ二百年間、岡本寺の寺号は『法隆寺別当次第』にたびたび登場します。それはその当時の岡本寺が法隆寺別当の支配下にあったからで、また『法隆寺別当次第』によると経尋律師が法隆寺別当在任中（1109～1129年）に法起寺の九輪一口が盗まれ、地盤と覆鉢を取り下し、本寺すなわち法隆寺の倉に納め置いたことが記されており、この事から類推すれば、先ほどの法起寺の記録が法隆寺に伝来し、「善光寺如来御書箱」に保管された可能性が考えられます。

なお、法起寺から小山善光寺への移動ルートは、飛鳥時代に斑鳩里・法隆寺と難波津・四天王寺を結ぶ街道として整備された竜田越奈良街道を通り、大和川と石川の合流地点で古代大津道に移り、約3km西進するルートが最短です。

8. まとめ

寺社の縁起はその資料の性格上どこまで史実を述べているのか悩むところですが、『善光寺縁起集註 巻第五』に所収の「聖徳太子御書並如来御返翰」の6通の手紙は聖徳太子が当事者では無く、また善光寺の寺号や一光三尊仏阿弥陀如来を持ち込んだ人物名は藤井寺市の小山善光寺に由来するものであり、6通の手紙は小山善光寺と奈良県の法起寺とのやり取りに関する記録で、その記録が法起寺から法隆寺に伝来し、その一部が「善光寺如来御書箱」に納められたものであると推定されます。

元岡製鉄コンビナートと7世紀の九州

一宮市 畑田 寿一

前回までに継体天皇期における国内と任那の関係を眺めてきた。任那と九州は一体化しており、その中で九州王権は一員として存在していた。しかしヤマト王権もその存在観を高めつつあり、九州地方に於いても継体天皇の威信財が見受けられるまでに至っていた。

7世紀に入ると朝鮮半島の緊張は増加の一途を辿り、百済滅亡（660年）、白村江での敗戦（663年）、唐の九州駐留（665～672年）など九州王朝にも影響の大きい出来事が続出するが、その中においても元岡製鉄コンビナートは操業を続けた。今回はこのコンビナートや九州年号を通して7世紀の九州王権の様子を探ってみたい。



1 元岡製鉄コンビナートの概況

(1) 元岡・桑原遺跡の歴史

元岡・桑原遺跡は糸島半島の東南に位置して、九大学キャンパスの移設に伴い発見された。場所は博多湾の西端に更に入り込んだ今津湾に面しており、冬季にも波除けができる天然の良港であった。この地は凡そ次の歴史を経てきた。

時代	元岡・桑原遺跡の状況	日本列島の状況
6世紀後半	古墳などに鉄滓が含まれる 掘立式住居が多数存在	継体天皇、欽明天皇期 任那の消滅など半島激変期
7世紀	長方形箱形製鉄炉の登場 住居跡の数は減るが操業は拡大	聖徳太子期、遣隋使を派遣 白村江での敗戦、唐の駐留
8世紀	全盛時代（30基以上造られる）	律令制の成立

以上のように製鉄コンビナートとしては後発で、丹後半島の遠処遺跡（5世紀末）に比べて100年以上後年になる。時期的に任那の滅亡後にあたり、九州ではこの時代まで鉄の地金を朝鮮半島に依存していたが、白村江の戦い（663年）で大量の鉄器と供給元を失う。鉄生産の国産化を目指して元岡製鉄コンビナートが造られて10世紀近くまで操業が続けられた。

（2）使用されてきた鉄鉱石と産出鉄

分析結果によると、チタン含有量が少なくジルコニウムの含有量が高いことから花崗岩由来の砂鉄とされている。同様の砂鉄は福岡県、佐賀県に分布して、遺跡の近くを流れて玄界灘にそそぐ大原川の付近でも産出する。

出土している鉄塊には白鑄鉄（1300℃）も含まれており、溶解温度にまで達する製鉄が行われていた。

（3）発見された木簡

全体では40本程度の木簡が発見されているが、九州大学学術リポジトリ記載の「韓鉄（大宰府管志摩郡製鉄所）考」（服部幸雄、2010年）に拠ると、出土した木簡の内、特徴的なものとして次のものを挙げている。

- ① 太寶元年辛丑十二月廿二日 白 □□□〔米二石カ〕 □ 鮑廿四連代税 官川内 □〔歳カ〕六黒毛馬胸白 『六人ア川内』（報告書8では川内は持）

アワビの代わりに白米を送った送り状で、積んだ馬の特徴まで記していることから関所の通行手形であった。報告書はアワビから送り元を筑前国志摩郡としている。通行手形の存在は関所の存在を意味し、公用の物資の移動は非課税特権があり、官営のコンビナートに直接持ち込まれたものと考えられる。

- ② 壹石者〔升（サイン）カ〕□ 計帳造書 □□〔糊カ〕用仍 □ 延暦四年六月廿四日中

帳簿用の糊用の米を送ったと思われる通行手形で、延暦四年（785年）6月24日を有効期限としている。通行手形の再利用を防止した措置であったと思われる。

- ③ 壬辰年韓鉄□□

韓鉄以降が読めないのも、地名、組織名、鉄素材かははっきりしない。発掘者は鉄素材としているが送り主とする説が多い。壬辰年は752年にあたる。

- ④ 出挙給此□□大□

出挙とは農民に稲苗を貸し付け、収穫の一部を初穂料として納めさせる制度で、律令制度の元では禁じられていたはずであるが、実在していた。

以上、木簡からの断片的な情報に拠れば、コンビナートは周辺地域の租税の取り立てを行っているばかりか、国並みの関税免除権をも持ち、運営費用に充てていた。このような制度は九州王朝崩壊前に遡ると思われるので、コンビナートの運営主体は九州王朝であった。

（4）遺跡の状況

古墳からの出土品を眺めると、桑原遺跡は半島系工人集団と考えられる。一方、元岡遺跡のG-6号墳からは庚寅銘太刀などが出土しており、身分の高い被葬者であった。出土品には馬具、鉄器などが多く、百済支援の際の出動拠点の可能性が高い。7世紀に入ると集落の数は減少傾向になるが、東方の那津官家付近には倉庫群が増加する。以上の状況から九州北部の臨海工業地帯として、東南の今宿地域の海湾機能と併せて、九州王権の一大拠点であったと考えられる。

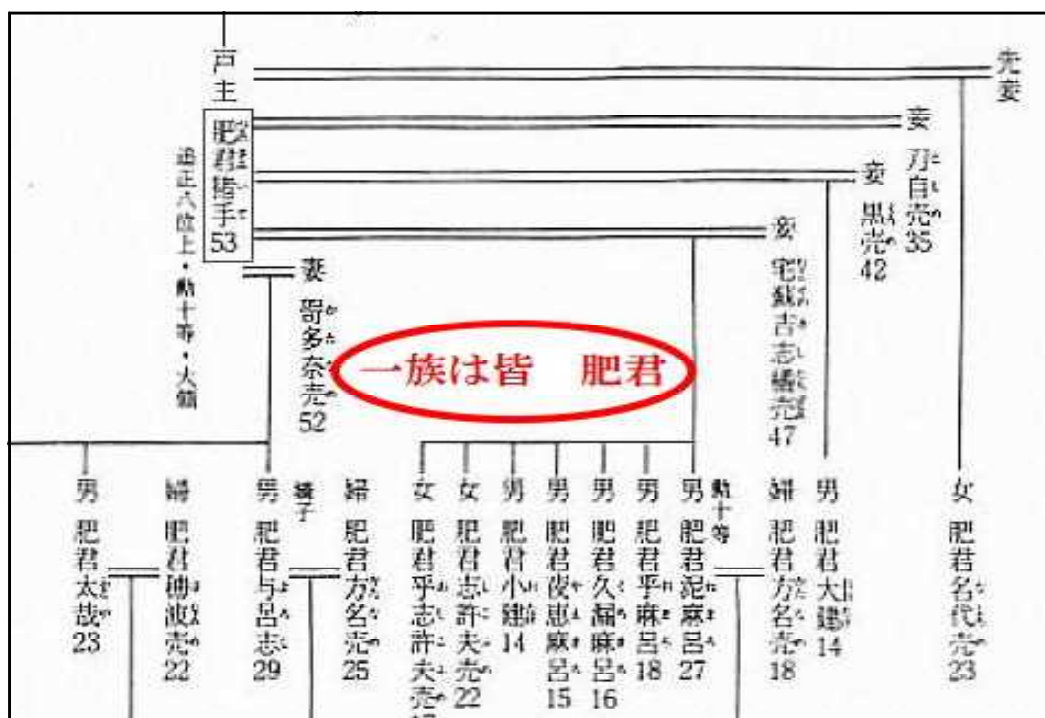
2 川辺里戸籍

正倉院に伝わる大宝二年（702年）の戸籍で、肥君（78名）、卜部（84名）、物部（63名）、葛野部（43名）等の名前が記載されている。川辺里の位置は確定できていないがコンビナートの南西側とする説が有力である。戸籍には製鉄系渡来人の「宅蘇吉志」の名も見えることからコンビナートと深く関わっていた。

なお、一族の名前には全て「君」がついており、姓の一部と化している。従って「君」を君子の別称とする説には賛成できない。

戸籍の内に「額田部」の名を持つ者がみえるが、「額田部」は王権直轄地を管理する役目の部民で、この地域にも屯倉があった。しかし、ここでの屯倉は飢饉用備蓄米保存倉で、ヤマトや九州王権の王家の食糧生産地でない。

また、国分松本遺跡（大宰府）からは戸籍更新用木簡が発見されている。時代は（685－702年）とされているが、「評」、「進大式（冠位四十八階の内の43番目）」など、ヤマトと同じ制度が適用されていることが伺える。



3 那津官家

年代	日本書紀	遺 跡
527	磐井の乱	博多区・東光寺剣塚古墳
528	糟屋屯倉設置	（6世紀：鴻臚館関係者の墓？）
535	筑紫、豊、肥国に屯倉設置	博多区・比恵遺跡
536	鴻臚館建設	（6世紀後：多数の倉庫群）

場所は明確でないが博多湾に面した場所と想定されている。筆者は那津官家をヤマト王権の連絡事務所と考えており、九州王権との調整、交易品の受付窓口、朝鮮半島出撃時の準備作業などを行っていた。

鉄の交易についても、元岡製鉄コンビナートからの調達や半島からの輸入などに対する民間業者（海人族）の支援が、ヤマト政権中央豪族の利権となっていたと考えられる。この体制は7世紀になっても変わらず、交易中継点として存続を続けた。

4 古墳からみる九州とヤマト

北九州市芸術文化振興財団の宇野慎敏氏は豊中市内の講演会で6世紀の九州地方の古墳の盛衰を次のように述べている。氏は盛衰の原因をヤマトとの関係の強さに求めているが、筆者はその地方の豪族の経済力に起因すると考えており、資料の趣旨を若干換骨奪還する気来はあるが、参考にさせていただく。

- ① 継体～欽明期の古墳の盛衰を4種類に分けると次の地域になる。
 - ・ 継体期に古墳が消滅、縮小した地域＝周防灘、博多湾に面した地域
 - ・ 継体期に古墳が新たに出現、拡大した地域＝豊前、糸島半島付近
 - ・ 欽明期に古墳が消滅、縮小した地域＝上記の南側地域
 - ・ 欽明期に古墳が新たに出現、拡大した地域＝更に内部の地域
- ② この分布は継体天皇の威信財とされている広帯二山式冠や捩頭太刀の分布に合致しており、継体天皇期に沿岸部から徐々にヤマトの影響がみえ始め、最後は物部、秦氏などの九州北東部、脊振山系南東部、筑紫、肥氏の本拠地などが残っていく様子が伺われる。6世紀後半において九州王権は存在していたが、その範囲は限られていた。

5 白村江の戦い時代の九州王朝の社会体制

九州王朝の政治体制は筑紫君と肥君の2大勢力の合議制であったと考えられる。友好団体の皆さんは高良大社系の宮司を天子の系統とし、「筑紫薩夜麻」を白村江の戦い時代の天子と比定されているが、稲員家系図では「美濃理麻呂」が当てられており、また大宰府政庁に内裏が無いことから存在には疑問が残る。

「君」はヤマト政権では天皇家の血を引く氏族と定義されているが、この考えを当て嵌めると、景行天皇の九州巡行（4世紀）や応神・仁徳天皇期（5世紀）などで九州出身の妃を通じてヤマト王朝と関連を深めた氏族が皇子を擁立して「君」と称したと考えられる。

江田船山古墳の太刀銘の「典曹人」など「人制」の時代には新羅など影響を受けた独自の制度が見受けられるが、「部民制」の時代に入るとヤマトの制度と区別が付け難くなる。前述の「額田部」の例にみられる様に、6世紀以降にはヤマトの制度が取り込まれるようになった。

九州年号は白鳳年間までに平均5年に一度改元がされているが、この時代の改元のタイミングを眺めてみると、国内の動きより朝鮮半島の動きに反応している様に見える。九州年号の研究は20年余りの成果であるが、未だ検討の余地が残っている。

6 まとめ

元岡製鉄コンビナートは国営であったとされている。管理者は九州王権かヤマト王権のいずれかになるが決定的な証拠は無い。しかし九州王権が存在していた時代から国造を通さない租税の徴収権限を持っていたことから九州王権が運営していたと思われる。遺跡の状況からみると、この地では鉄の素材の生産が主で製品加工などは別の地で行われていた。

7世紀の第4四半期になると、戸籍の木簡などから天武期の冠位四十八階が適用されていることが分かり、ヤマト政権下での政治体制が窺われる。

白村江の戦い（663年）は九州王権の主導で行なわれ、唐軍の駐留により王権は崩壊した。しかし元岡製鉄コンビナートはそれらの時代にあっても九州主導で操業が継続されてきた。この事実はヤマト王権は政治の拠点を抑えているのみであり、地方自治は依然地方の豪族の掌中にあったことを意味する。

最後に、中国では年号は独立した国家の皇帝が定めるものであるが、天子と目される筑紫君薩夜麻が捕虜になり、唐軍が九州に駐留中にも「白鳳」の年号が使われ続けており、日本国家としての尊厳は保たれていた。

国会図書館本『隋書』は適切に校勘されている

——林伸禧氏に答える——

京都市 岡下 英男

1. はじめに

「古田史学会報」第155号に掲載された拙稿「『隋書』倭国伝を考える」において、史料根拠として、『隋書』の帝紀・志では倭国、列伝では倭国と表記されていることをあげ、その確認として、国会図書館本を引用し、志の中の音楽志において、倭国と表記されていることを示した。

私が国会図書館本だけを引用したことに関連して、林伸禧氏から「引用する文献は慎重に取り扱うべき」との主旨の指摘を受けた（注1）。この点は私の吟味不足であったので改めて幾つかの刊本を、特に、音楽志に注目して調べた。

その結果、国会図書館本『隋書』の音楽志における「倭国」の表記は、原『隋書』の表記を伝えていることを確信できたので、林氏の指摘に答える。

2. 『隋書』音楽志における倭国の表記の調査

林氏の指摘に答えるために、まず、『隋書』の刊本の調査を行った。

『隋書』は成立以来、約1500年経過しており、その間に何回も校勘され、多数の刊本が刊行されている。ここには、音楽志における倭国の表記に着目して刊本の流れを表に示した。表の作成は、主として、趙恵芬氏の論文（注2）と新しく刊行された修訂本『隋書』（注3）によった。各刊本の刊行年は文字数の関係から概略のものもある。また、刊本の名称は私が勝手に付けたものもある。

なお、②天聖本は今は無い。⑪活字本の出版説明に「**已經失伝**」（p.6）とある。

⑤萬曆二十六年本は、未見であるが、④萬曆二十三年本の重刊であり、また、⑦武英殿本の底本である。これらの二書が倭国と表記しているので、⑤萬曆二十六年本の表記も倭国であると推測する。

以下、この表をもとに林氏の指摘に答える。

国名	刊行年	書名	音楽志における倭国の表記
唐	636 656	魏徵、帝紀・列伝を編纂 長孫無忌、志を編纂	
北宋	1013 1024	①『冊府元龜』（歴代君臣の政治の事跡集） ②天聖本（最初の校勘本、全ての元本）	倭国 ——
元	1307	③元大徳本（張元濟が百衲本に採用）	倭国
明	1595 1598 1656	④萬曆二十三年本（南京国子監刊行、官刻） ⑤萬曆二十六年本（萬曆二十三年本の重刊） ⑥汲古閣本（民間学者毛晋の校勘、民刻）	倭国 倭国 倭国
清	1739	⑦武英殿本（底本は萬曆二十六年本）	倭国
日本	1844	⑧国会図書館本（底本は萬曆二十六年本）	倭国
中国	1871 1937 1973 2019	⑨汲古閣本翻刻（校勘記がある） ⑩二十四史百衲本（張元濟の校勘本） ⑪二十四史活字本（中華書局、一律改為倭） ⑫二十四史修訂本（音楽志に校勘記がある）	倭国 倭国 倭国 倭国

注1. 「岡下英男氏の論考『隋書』倭国伝を考える」について

(林伸禧著「東海の古代」第234号、令和2年2月)

注2. 「『隋書』知見版本考述」

(趙恵芬著「東海大学図書館館訊」新81期、p.43、台湾東海大学)

注3. 『點校本二十四史修訂本 隋書』(中華書局、2019年)

3. 『冊府元龜』が原『隋書』を伝えている

改めて行った『隋書』の調査で最大の収穫は、昨年(2019年)出版された^⑫「修訂本」を知ったことである(前掲注3)。

中華書局から新しく出版されたこの書は、多利思北孤の「北」を「比」に校勘するという不満な所もあるが、音楽志の「倭国」の表記に関して校勘している唯一の刊本である。その校勘記を以下に示す。

〔十九〕倭國 原作「倭國」、據汲本改。冊府卷五六九掌禮部作樂、卷五七〇掌禮部夷樂亦作「倭国」。(『點校本二十四史修訂本 隋書』、中華書局、2019年、p.416)

(意訳) 倭国 底本は「倭国」であるが、汲古閣本に拠って改めた。『冊府元龜』の

卷五六九「掌禮部作樂」および卷五七〇「掌禮部夷樂」もまた「倭国」としている。

上の校勘記において、汲古閣本については、毛晋が校勘した民刻本であるという、書名以上の情報は無いが、『冊府元龜』には、二か所(卷五六九と五七〇)に「倭国」の表記があるとされている。その部分を国会図書館デジタルコレクションなどによって調べると、高祖の事績として次のような文があり、それぞれ、「倭国」と表記されている。

定令置七部樂一日國伎二日……七日文康伎又雜有疏勒扶南康國百濟突厥新羅倭国等伎

(『冊府元龜1000卷目10卷』、国会図書館デジタルコレクション、

永続的識別子info:ndljp/pid/2573952、目次・巻号90/141、コマ番号82, 138/141)

これに相当する文は『隋書』にあり、この文が『隋書』から引用されたものであることは確実である。^⑩百衲本では次のようになっている。

定令置七部樂一日國伎二日……七日文康伎又雜有疏勒扶南康國百濟突厥新羅倭国等伎

(百衲本二十四史『隋書』、台湾商務印書館、1976年、p.11336)

両者を比較すると、①『冊府元龜』で「倭国」となっているところが⑩百衲本では「倭国」となっているだけで、それ以外は同じである。

この『冊府元龜』で重要な点は、成立年代である。その成立年代は、『隋書』の最初の校勘本である天聖本よりも古い。勿論、張元濟が百衲本に選んだ元大徳本よりも古い。つまり、『隋書』の刊本で、『冊府元龜』の前にある(古いという意味)のは校勘されていない原『隋書』だということになる。

『冊府元龜』は、主に正史をもとに、歴代君臣の政治に関する事跡を分類して記述する膨大なものであるから、原『隋書』を、校勘を目的とせず、つまり、そのまま引用しているであろう。したがって、そこでは原『隋書』の表記である「倭国」がそのまま伝えられていると判断される。

林氏は、百衲本は張元濟の校勘になる善本であり、その底本である元大徳本は国会図書館本の底本である萬曆本よりも古い、とされる。つまり、ある刊本が原『隋書』の表記を伝えているかどうか、それを、多分に、底本の古さで推し量ろうとされている。しかし、音楽志における倭国の表記に限れば『冊府元龜』が最も古いのである。

4. 国会図書館本は適切に校勘されている

林氏は、国会図書館本は和刻であるとして、それ以上の評価をされていないが、私は信頼性の高い刊本であると考えている。

この書には、校勘記は無いが、欄外に少数の注記がある。倭国伝では、「邪靡堆」について、「靡恐當作摩」とある。これは、「(取敢えず) 靡としておくが、恐らく、摩とすべき」であると理解する。ところが、音楽志の「倭国」に関しては、底本の「倭国」を「倭国」に校勘しながら注記は無い。ここから、確信が持てない場合にのみ注記し、底本の誤りと考えられる個所は自信を持って校勘するという、校勘者の自負を感じる。つまり、底本の「倭国」が「倭国」に変えられたのは、覆刻時のミスではなく、適切な校勘の結果であると考えている。

どのような史料に拠って底本の「倭国」が「倭国」に変えられたのか、この書には校勘記が付けられていないので分からないのであるが、結果として、萬曆二十六年本が適切に校勘されて、原『隋書』の表記に戻ったものであると言える。

5. 校勘には偏りがある

1973年刊行の中華書局の⑪活字本の出版説明を見ると、この書の刊行に際しては、『隋書』の九種の刊本（この中には、音楽志で「倭国」としている刊本、「倭国」としている刊本の両方が含まれている）、さらには『通典』や『冊府元龜』などの関係部分や一般的研究成果も参校したとされているが、それでも「**在點校上一定存在許多錯誤和缺點、希望讀者提出批評意見…**」（中華書局版『隋書』の「出版説明」 p.6）とある。多くの間違いや欠点が残っていると認識されているのである。

校勘の箇所はそれに携わった校勘者によって取捨選択される。したがって、校勘の洩れや疑問点は常に残る。

音楽志の倭国の表記に関して見れば、中華書局の刊本に、『冊府元龜』の記述に注意が払われなかった⑪活字本と、それに注意が払われた⑫修訂本があるが、私にとっては『冊府元龜』に拠って校勘がなされた⑫修訂本は極めて有り難い史料である。

刊本の信頼性の評価には、その全体に関してなされるものの他に、読者が目的とする特定の事項に関しては別の評価があり得る。校勘者の取捨選択に対応して読者の側にも取捨選択が有って然るべきである。一つの刊本に殉ずる必要は無いと考える。

6. まとめ

修訂本『隋書』の記述から、原『隋書』音楽志では「倭国」であったことを確信できた。

その結果、国会図書館本『隋書』音楽志の「倭国」の表記は、底本が適切に校勘されて原『隋書』の表記に戻ったものであると判断できて、「古田史学会報」第155号に報告した私の考え——帝紀と志では、前代までの認識に従って倭国とするが、列伝では倭国と表記することにより倭国を貶めようとするのが魏徴の編纂方針である——が成立することを確信できた。

林氏の指摘の如く、『隋書』音楽志における倭国の表記を考える上で、国会図書館本の引用だけでは原『隋書』における魏徴の表記を確定するには十分でなかった。『隋書』の刊本探索のきっかけとなった林氏の指摘を感謝する。

[本稿は、「古田史学会報」No. 158（令和2年6月）掲載の「『隋書』音楽志における倭国の表記」の一部を修正、加筆して作成した。]

「正和四年卯月五日」について（追記）

瀬戸市 林 伸禧

1 はじめに

先に、本誌225・226・235号及び240号（令和元年5・6月及び令和2年3・8月）で「正和四年卯月五日」の「正和」年号は古代逸年号であると述べた。これに関連して、『臼杵小鑑』等で判明した事項について述べる。また、満野長者^{*1}やその妻などの死亡年齢が「二倍年令」で記述されていると思われるので報告する。

2 『臼杵小鑑』^{*2}について

- (1) 鶴峯戊申が「九州年号」と述べたのは、『臼杵小鑑』が初出である。
- (2) 鶴峯は、『臼杵小鑑』の「満月寺」条で次のとおり記しているが、大分県臼杵市の石仏造像者は「連城法師」であるので、「日羅」は「連城法師」の誤りである。^{*3}

相傳ふ。満月寺は萬能長者の建立にして、百濟の日羅を以て開山とす。

（『臼杵小鑑大全（復刻版）』73頁）

- (3) 『寺社考』の「九六位山圓通寺」（海部郡丹生荘）条に次のとおり記されており、日羅と連城法師は同時代の人である。

傳曰 九六位山^{古書曰有二黒龍山}圓通寺者豊後三大寺之一也 人皇三十三代崇峻帝四辛亥年（591年）日羅上人開基 本尊千手觀音日羅彫刻之像也 （『寺社考』67頁）

- (4) 熊本県鹿本郡日輪興国禪寺縁起には、次のとおり鏡常三年（583年）に日羅が開基した寺院が存在するので、鶴峯は「連城法師」を「日羅」と誤認したと思われる。

俗説ニ当時ハ 敏達天皇御宇^{鏡常註、佛家の稱する年號}三年、百濟国日羅大士來朝ノ時、當國ニ七大伽藍ヲ建立スル其一ニテ、…… （『日羅公傳』144頁）

3 満野長者について

- (1) 『真名長者実記』での長者夫婦等の卒年令

- ・推古天皇^{六〇八}二十四年^{丙子}百濟国の僧蓮城法師八月十日遷寂。
 - ・同十三年^{乙酉}満野長者九十七歳にて、二月十五日卒去、自光院殿と号ス。
 - ・同年^{六〇二}十年^{壬戌}玉津姫九十一歳にて三月十三日卒去、妙禅院と号ス。
- （『真名長者実記』70頁）
- ・其頃三重の山里に炭焼の又五郎迺、生得哀麟の深きものなるが、柴の庵に連レ帰り、廿一歳の春迄供に炭焼事を業と致しける。人名限りあれば又五郎終に八十一歳にして相果てぬ。
- （『真名長者実記』4頁）

満野長者の養父が81歳。満野長者は97歳、妻の玉津姫は91歳で卒去されとされている。7世紀の人物としては長寿である。特に、養父は短命とされる炭焼従事者の割に長寿である。なお、玉津姫は継体天皇九年乙未誕生から推古10年卒は88歳^{*4}である。

*1 従来は「真野長者」と記述していたが、『真名長者実記』等の文献により最も用いられた長者名に訂正する。

*2 『臼杵小鑑』と『臼杵小鑑大全（復刻版）』との関連は、本誌226号の脚注を参照。

*3 『満野長者深田記』の「満月寺縁起」、及び活字本では小野玄妙著『大乘仏教芸術史の研究』411・412頁参照。また、小野玄妙は『大乘仏教芸術史の研究』日羅・連城法師の事績と其の造像について次のように述べている。

大分県下に於ける石佛の造像者に就きては、大分郡及び大野郡方面では日羅法師、北海郡深田では連城法師、國東郡速見郡及び宇佐郡方面では仁開菩薩と傳へてゐる。（457頁）

*4 玉津姫は次により継体天皇九年（乙未）誕生である。

・翌年十六歳春潜かに都を忍びで、豊後の国へと急ぎ給ふ。 （『真名長者実記』5頁）

・継体天皇廿四（庚戌）年三月十四日、夫婦となり…… （『真名長者実記』8頁）

また満野長者は継体天皇三年（己丑）誕生で、婚姻時は22歳である。

『真野長者和讃』によれば、玉津姫は推古十年卒、満野長者推古十三年卒と『真名長者実記』と同内容であるので、玉津姫は88歳で卒である。

(2) 『般若姫物語』*1での長者夫婦等の卒年令

満野長者の養父が81歳。満野長者は117歳、妻の玉津姫は111歳、蓮城法師は91歳で死去されたとしている。

- ・人皇三十四代推古天皇^{六二六}三十四丙戌歳、唐土天台山より渡来僧蓮城法師九十一歳八月十日逝去す。
- ・推古天皇三十三乙酉歳、満野長者百十七歳二月十五日死去す。忌名号、松林殿。
(法名慈光院殿円通悲観大禅院)
- ・同年玉津姫百十一歳三月十三日死去す。忌名号、妙禅殿。(法名妙善般若法蓮浄心大禅尼)
(『般若姫物語』147・148頁)
- ・その頃三江の山里に炭焼亦五郎という者あり。これも貧しき山賊なれども、仁慈の心深く、これを哀憐して連れて帰り、二十一歳の春まで供に炭焼ごとを所作として、年月を送るところに又五郎終に八十一歳にして果て畢ぬ。
(『般若姫物語』15頁)

満野長者らの年令について『真名長者実記』及び『般若姫物語』に基づき整理すると、表1のとおりである。

表1 満野長者等年令年表

西 曆	干支	和 曆		養父	満野長者	玉津姫	蓮城法師	備 考
5 0 9	己丑	継体	3	6 1	1			小五郎（満野長者）誕生
5 1 5	乙未		9	6 7	7	1		玉津姫誕生
5 2 9	己酉		2 3	8 1	2 1	1 5		
5 3 0	庚戌		2 4		2 2	1 6		小五郎・玉津姫夫婦なる
5 3 6	丙辰	宣化	1		2 8	2 2	1	
5 6 0	癸未	欽明	2 2		5 2	4 6	2 5	小五郎に満野長者と宣旨降りる。（『般若姫物語』）
6 0 2	壬戌	推古	1 0		9 4	8 8	6 7	
6 0 5	乙丑		1 3		9 7	9 1	7 0	
6 1 6	丙子		2 4		1 0 8	1 0 2	8 1	
6 2 5	乙酉		3 3	1 1 7	1 1 1	9 0		
6 2 6	丙戌		3 4			9 1		

※1 網目は『真名長者実記』による死去年令。

2 ゴシック体は『般若姫物語』による死去年令

3 蓮城法師の年齢については『般若姫物語』により算出。網目は『真名長者実記』による死去年数である。

4 『般若姫物語』で玉津姫は次のとおり継体天皇十年丙申(516年)誕生である。そして、推古三十三年での死去年令は110歳となり、一年ズレが生じる。それ故、『真名長者実記』の誕生年を用いた。

・翌年の春、十六歳と申すに、二月上旬一人奈良を忍び出で、豊後の国へと下り給う。……

・継体天皇^{五三一}二十五辛亥三月十五日に夫婦となり、……

*1 般若寺(山口県平生町)所蔵の『満野長者旧記』の翻刻本、平生町教育委員会、平成二年三月

(3) 二倍年令

『般若姫物語』に登場する者の卒年令は、一般的には考えられないほど長寿であり二倍年令で記されている可能性が高い。これらを整理すると表2のとおりである。

表2 卒年換算表

年令区分	養父		満野長者		玉津姫		蓮城法師	
	実記	物語	実記	物語	実記	物語	実記	物語
二倍年令	81	81	97	117	88	111	(81)	91
一倍年令	42	42	49	59	44	56	(42)	46

※1 実記：『真名長者実記』の略。 2 物語：『般若姫物語』の略。 3 () 書：『般若姫物語』により算出。

(4) まとめ

以上のことから、『真名長者実記』及び『般若姫物語』に登場する者の年齢は、「二倍年令」で記されていると考えられ、42～59歳で死去されており、6～7世紀の死去年令と判断される。従って、「正和四年卯月五日」の「正和」は鎌倉時代の年号ではなく、古代逸年号であると思われる。

前回の例会の内容

■ 倭國の都について

名古屋市 石田泉城

「古田史学会報」158号に掲載の谷本茂氏の論考「『隋書』倭国伝の「倭王の都（邪摩堆）」の位置について」に関連して、倭國の都は古田武彦説の博多湾岸、秦王國については軍事の王である秦王の国であり防衛軍事の太宰府の地とした。

■ 継体天皇期の任那

一宮市 畑田寿一

6世紀、九州王権とヤマト王権の関係は良好で立場は対等であった。朝鮮半島南部と九州北部を含む倭人連合が6世紀まで存在し、任那日本府は倭の軍事拠点であった。

■ 加藤謙吉「応神王朝の衰亡」

東海市 大島秀雄

見出しの参考資料を配付し武烈は皇子のまま没したとする説を紹介した。

会員の投稿について

■ 会報誌への投稿（編集担当：石田）

furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp

■ 投稿締切り日 8月28日(金)

<基準>表題はゴシック体で、これを除きすべてMS明朝12ポイントで作成のこと。

例会の予定

■ 例会の予定

- 1 日時 9月13日(日)13時半～(第1集会室)
- 2 場所 名古屋市市政資料館
名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051
- 3 参加料 500円 (会員は不要)
- 4 交通機関
 - (1) 地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分
 - (2) 名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分
 - (3) 市バス「市政資料館南」、北徒歩5分
 - (4) 市バス「清水口」、南西徒歩8分
 - (5) 市バス「市役所」、東徒歩8分
- 5 駐車場 市政資料館：12台+α収容(無料)

■ 来月以降の例会

10月11日、11月8日、12月13日

総会の結果

令和2年8月10日(日)に総会を開催し、別紙総会資料により原案どおり議決されました。役員の改選はありません。
(会長：竹内 強、編集担当：石田泉城)

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。事前の参加連絡不要。例会で発表の場合は資料20部を用意ください。